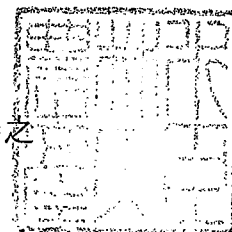


15消安第3307号  
平成15年11月11日

厚生労働大臣 坂口 力 殿

農林水産大臣 亀井 善之



動物用医薬品の承認に係る意見の聴取について

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第2項の規定に基づき、下記の動物用医薬品の承認に関して、同法第83条第1項により読み替えて適用される同法第23条において準用する同法第14条第2項第2号（残留性の程度に係る部分に限る。）に該当するかどうかについて意見を求める。

なお、本件については、平成15年11月11日付け15消安第3306号にて農林水産大臣から食品安全委員会委員長あて、食品健康影響評価について意見を求めたものであり、添付資料は同一のものです。

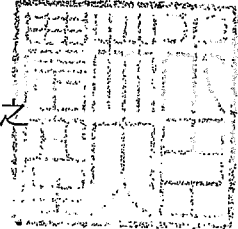
記

牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチン（リスポバル）

15消安第3308号  
平成15年11月11日

厚生労働大臣 坂口 力 殿

農林水産大臣 亀井 善之



動物用医薬品の使用基準の設定に係る意見について

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条の4第3項の規定に基づき、下記の動物用医薬品についての同条第1項の使用者が遵守すべき基準を定めることについて意見を求める。

なお、下記の動物用医薬品の承認については、平成15年11月11日付け15消安第3307号にて意見を求めたものであり、添付資料は同一のものである。

記

牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチン（リスポバル）